

参考資料 (財政運営関係)

令和4年度の失業等給付関係の収支状況

(単位:億円)

		2年度
収	入	4,087
	うち 保険料収入	3,809
	うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230
支	出	15,180
	うち 失業等給付費	13,826
差	引 剰 余	11,094
雇用安定事業費へ貸し出し 雇用調整助成金等に充当 (実際の支給(見込み)額)		13,951 (30,094)
積	立 金 残 高	19,826
(雇用安定事業費へ貸出累計)		(13,951)

3年度 収支イメージ(注1)	
2.17兆円	
0.40兆円	
1.76兆円	
1.61兆円	
1.41兆円	
0.56兆円	
1.23兆円 (2.70兆円)	
1.31兆円 (2.63兆円)	

4年度 予算案	
0.82兆円	
0.79兆円	
0.02兆円	
1.59兆円	
1.38兆円	
0.77兆円	
0.50兆円	
0.05兆円 (3.12兆円)	

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度は決算額(翌年度繰越額含む)、令和3年度は補正予算と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の見込額を計上している。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

令和4年度の雇用保険二事業関係の収支状況

(単位:億円)

		2年度	3年度 収支イメージ(注1)	4年度 予算案
収	入	26,900	2.84兆円	1.22兆円
	うち 保険料収入	5,709	0.59兆円	<u>0.68兆円</u>
	うち 一般会計より受入	6,956	0.84兆円	0.02兆円
	うち 積立金より受入 (借り入れ)	13,951	1.23兆円	0.50兆円
支	出	42,310	3.36兆円	1.22兆円
	うち 雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 6,687)	36,782	2.70兆円	0.62兆円
	(雇用調整助成金)	36,374	2.58兆円	0.55兆円
	うち 上記以外	5,528	0.65兆円	0.60兆円
差	引 剰 余	15,140	0円	0円
安 定 資 金 残 高		0	0円	<u>0円</u>
(積立金からの借り入れ累計額)		(13,951)	(2.63兆円)	(3.12兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度は決算額(翌年度繰越額含む)、令和3年度は補正予算と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の見込額を計上している。
 2. 令和2年度と令和3年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円が、それぞれに含まれている。
 3. 各年度の安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において安定資金として組み入れるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

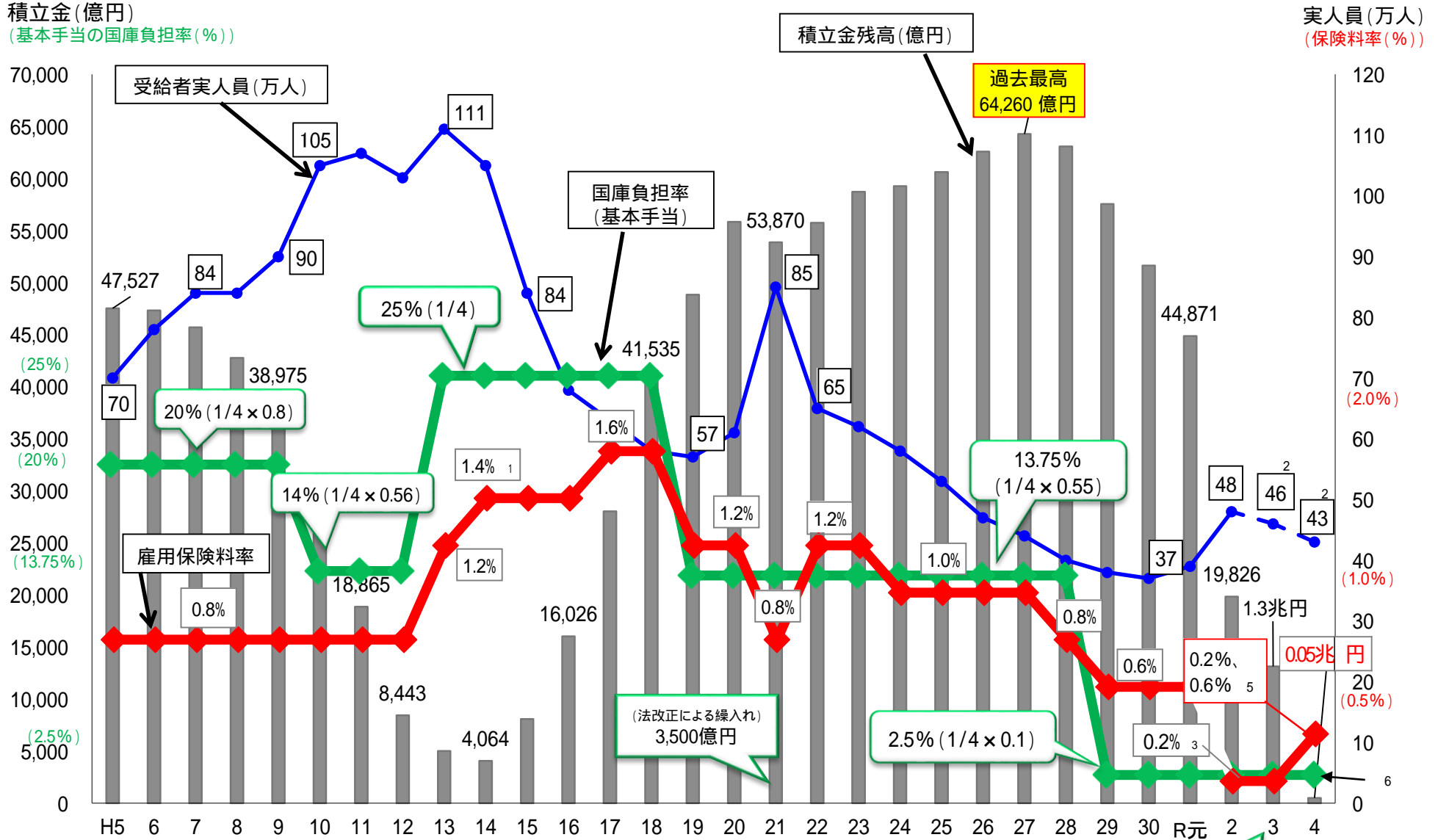
令和4年度の育児休業給付関係の収支状況

(単位:億円)

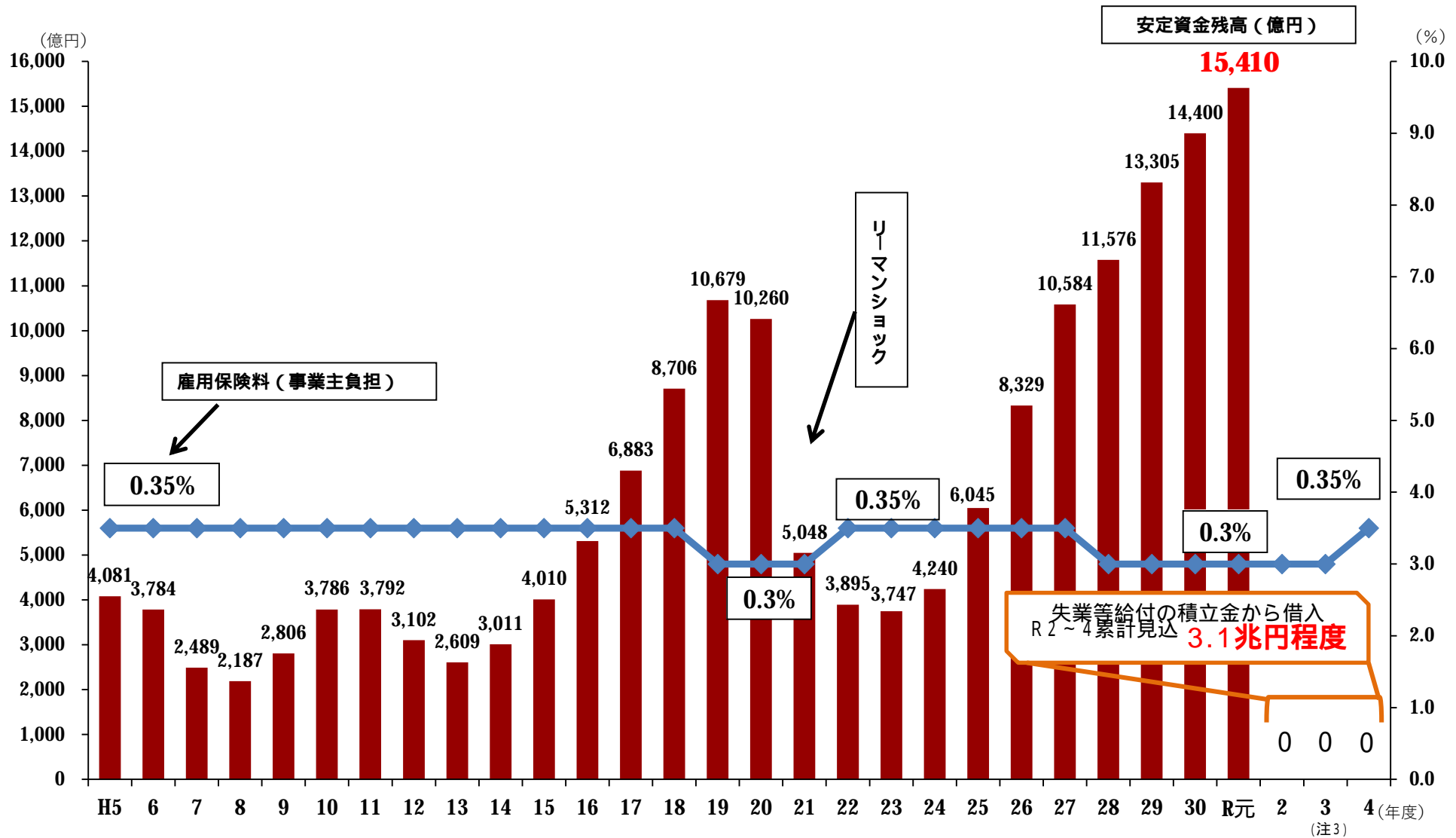
	2年度 決算	3年度 予算	4年度 予算案
収 入	7,709	0.79兆円	0.78兆円
うち 保険料収入	7,615	0.78兆円	0.77兆円
うち 育児休業給付に係る 国庫負担金	81	0.01兆円	0.01兆円
支 出	6,648	0.72兆円	0.75兆円
差 引 剩 余	1,061	0.07兆円	0.04兆円
育 児 休 業 給 付 資 金 残 高	1,061	0.17兆円	0.21兆円

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分するとともに資金を創設している。
 2. 育児休業給付資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において育児休業給付資金として組み入れるべき金額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移



雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。
 (注2) 令和2～4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1.2兆円程度、R4年度:0.5兆円程度)を織り込んでいる。
 (注3) 令和2年度までは決算額、令和3年度は年度末見込ベース、令和4年度は当初予算案による年度末見込額としている。

令和4年度予算編成の前提としている制度的枠組み(令和3年12月22日大臣折衝)

(保険料率、国庫負担、雇用保険臨時特例法)

雇用保険制度については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等を踏まえ、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営を図り、セーフティネット機能を十分に発揮するため、以下のとおりとする。

(1) 雇用保険料

令和4年度に限り、失業等給付の雇用保険料を本則(0.8%)から引下げ、4月から9月は0.2%、10月から令和5年3月は0.6%とする。

(2) 国庫負担

求職者給付

() 雇用保険の財政状況及び雇用情勢に応じた国庫負担とするため、以下のとおりとする。

イ 労働保険特別会計雇用勘定の財政状況及び雇用情勢が一定の基準(注1)に該当する場合：現行の本則(1/4等)

ロ 上記以外の場合：現行の本則の10%

(注1) 前々年度の各月における基本手当の受給者実人員の平均が70万人以上 かつ 前々年度の弾力倍率が1未満

() 予算で定めるところにより、失業等給付等に要する費用の一部を国庫が負担することができることとする。

(注2) 但し、雇用保険料が本則(0.8%)以上である場合若しくは次年度に本則となる見込みである場合又は積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合に限る。なお、本項に基づき負担した額は、(注1)の弾力倍率の計算に含めることとする。

育児休業給付等

同給付の収支状況等を踏まえ、現行の国庫負担を令和6年度末まで維持し、本則(1/8)の10%とする。

求職者支援制度

雇用保険被保険者以外に対するセーフティネット機能を強化する観点から、令和4年度以降当分の間、国庫負担を本則(1/2)の10%(現行)から55%とする。

(3) 雇用保険臨時特例法

新型コロナウイルス禍に対応するため、一般会計からの任意繰入及び雇用調整助成金等に係る一般会計負担について、令和4年度末まで可能とする。

失業等給付の国庫負担率の全体像

国庫負担率		雇用保険財政状況 (弾力倍率)			新たな国庫繰入規定
		1未満	1以上 2以下	2超	
雇用情勢 (受給者 実人員)	70万人以上	1 / 4	1 / 4 0		保険料率が0.8%以上である場合 次年度に0.8%となる見込みである場合 (前年度の弾力倍率が2以下) 積立金の状況や雇用保険財政の状況 に照らして必要と認める場合(前年 度の弾力倍率が2を超える場合で、 当該年度の雇用情勢等が急速に悪化 している場合) 発動可能
	70万人未満	1 / 4 0			

N年度の各月における基本手当の受給者実人員の平均及び弾力倍率により、N + 2年度の国庫負担率を判断。

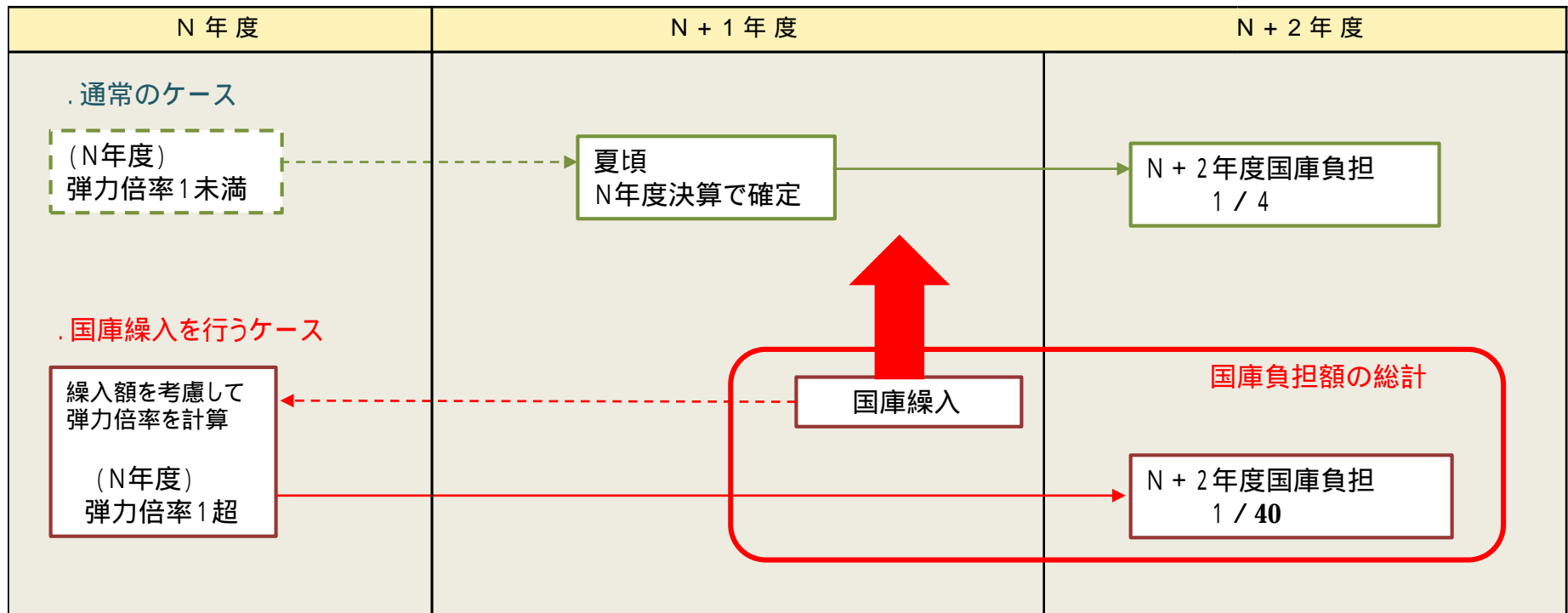
新たな国庫繰入制度の運用イメージ

判断指標（案）

以下の場合に、N + 2年度における国庫負担割合を1 / 4とする。

- ・ N年度の受給者実人員が70万人以上、かつ、
- ・ N年度決算の弾力倍率が1未満である

国庫負担に関して弾力倍率を計算する際、N + 1年度に任意繰入を行った額も計算上考慮する。



(注) 保険料に関する弾力倍率を計算する際は、N + 1年度の弾力倍率が1を超える場合は、N+3年度の保険料率の引上げを避けることにつながる。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

第3章 取り組む施策

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止
2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

(2) 生活・暮らしへの支援

お困りの方々への支援等

(略)

雇用調整助成金の特例措置等は、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長する。具体的には、業況特例、地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続する。その他については、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は段階的に見直す。

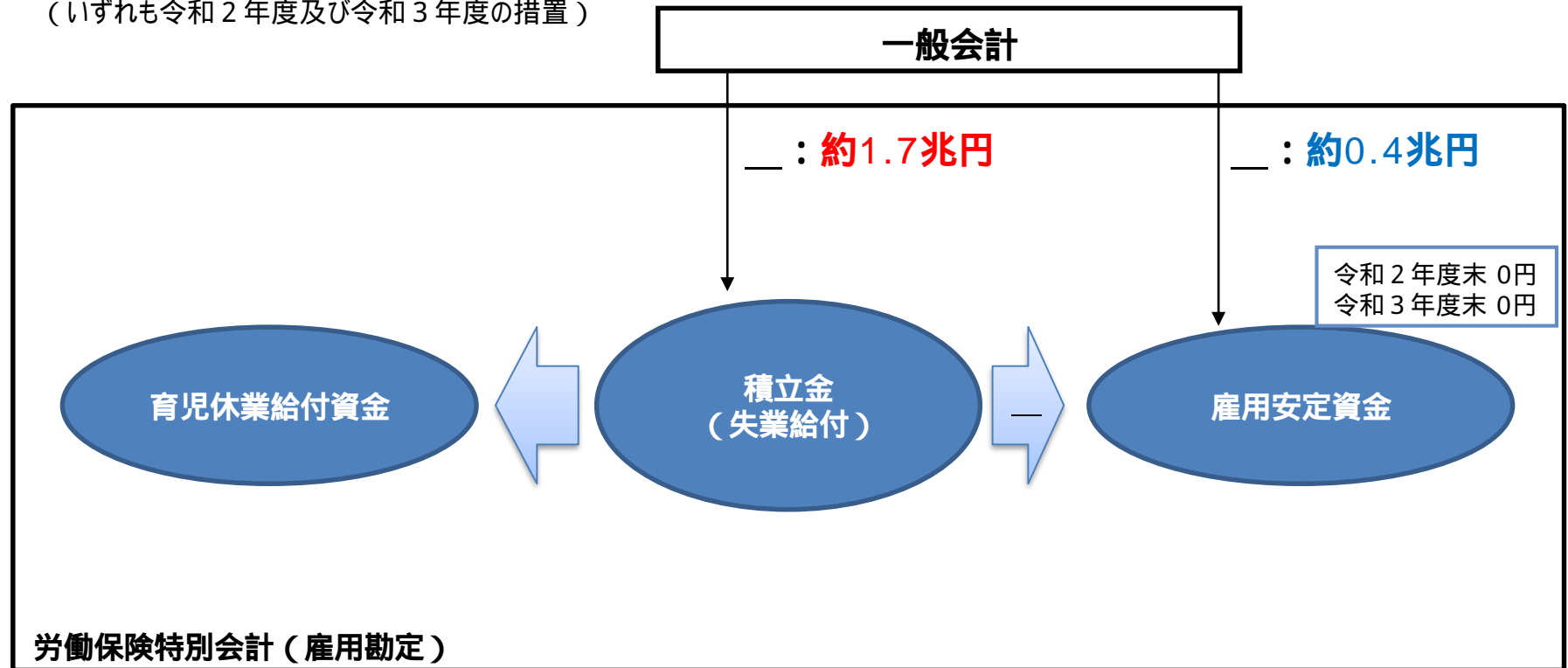
同時に、成長分野等へ労働者が円滑に移動できる環境整備等を図るため、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を助成金でしっかりと支援するほか、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業の強化を行う。

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。

令和3年度補正予算案に、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への約2.2兆円の繰入れを計上。

令和3年度補正予算案による一般会計からの繰入額の内容

- n 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。
(いずれも令和2年度及び令和3年度の措置)



求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。

新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。

育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

育児休業給付の財政運営試算

育児休業給付に係る国庫負担の暫定措置(10%水準)が3年間延長された場合の財政運営試算を行うと、以下のとおり、従来どおりの試算方法で言えば、令和6年度まで運営可能であるが、給付の増加率が高い水準で推移した場合(リスクシナリオ)には、令和6年度に資金不足に陥るおそれがある。

従来どおりの試算(過去3年平均伸び率(8.3%/年))

(単位:億円)

【収支見込】	R2年度 (決算)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)
収 入 (うち国庫)	7,709 (81)	7,708 (83)	7,715 (90)	7,723 (97)	7,731 (105)	7,740 (114)
支 出	6,648	6,851	7,403	8,000	8,647	9,347
差 引 剰 余	1,061	856	312	278	917	1,609
資 金 残 高	1,061	1,917	2,229	1,951	1,034	575

リスクシナリオ(過去3年最大伸び率(11.1%/年))

(単位:億円)

【収支見込】	R2年度 (決算)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)
収 入 (うち国庫)	7,709 (81)	7,708 (83)	7,717 (92)	7,727 (103)	7,738 (114)	7,751 (127)
支 出	6,648	6,851	7,589	8,408	9,319	10,330
差 引 剰 余	1,061	856	128	▲ 681	▲ 1,580	▲ 2,579
資 金 残 高	1,061	1,917	2,045	1,364	▲ 216	▲ 2,795

R7年度の国庫負担割合は便宜的に本則の10%水準で計算

費用の負担(雇用保険料)

原則

15.5/1000 (徴収法第12条第4項柱書本文)

失業等給付分	: 8/1000	労使折半 (徴収法第31条第1項)
育児休業給付分	: 4/1000	労使折半 (徴収法第31条第1項)
二事業分	: 3.5/1000 (徴収法第12条第6項)	事業主負担 (徴収法第31条第3項)

暫定措置 (平成29年度から令和3年度まで)

13.5/1000 (徴収法附則第11条第1項)

失業等給付分	: 8/1000 6/1000
育児休業給付分	: 4/1000
二事業分	: 3.5/1000

弾力条項(*)による令和3年度保険料率

13.5/1000 9/1000 (徴収法第12条第5項(附則第11条第2項)、徴収法第12条第8項)

失業等給付分	: 6/1000	2/1000
育児休業給付分	: 4/1000	
二事業分	: 3.5/1000	3/1000 (徴収法第12条第8項)

* 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料及び 就職支援法事業のための保険料率	1/1,000	1/1,000	2/1,000
育児休業給付のための保険料率	2/1,000	2/1,000	4/1,000
二事業のための保険料率	3/1,000	なし	3/1,000
計	6/1,000	3/1,000	9/1,000

失業等給付等に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付等に要する費用の一部を負担している。

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・介護休業給付

育児休業給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ・高年齢雇用継続給付
- ・教育訓練給付
- ・就職促進給付

国庫負担の現状

雇用保険（失業等給付）の国庫負担については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。（平成19年度～）

雇用保険法附則第15条において、「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」とされている。

平成29年度から令和3年度までの間は、国庫負担率については時限的に100分の10に引下げられている。
(基本手当の場合、13.75% (本来負担すべき額の55%) 2.5% (同10%))

<参考：雇用保険法附則>

(国庫負担に関する暫定措置)

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2・3 (略)

第十四条 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和四年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。